

## 教職員の長時間過密労働の解消をもとめる要請書

2017年12月15日

財務大臣

麻生太郎様

全日本教職員組合（全教）

中央執行委員長 中村 尚史

文科省が2016年10月、11月に全国の小中学校を対象に実施した教員勤務実態調査（「文科省調査」）の結果では、1週間当たりの「学内勤務時間」数が60時間以上と回答した人は、小学校で33.5%、中学校で57.6%にのぼっています。週60時間以上の勤務は、1か月あたりに換算すると、厚労省が過労死ラインとしている月80時間を超える時間外勤務をおこなっていることとなります。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」は、教員の時間外勤務は「原則として命じられない」としています。にもかかわらず、文科省が10年前におこなった2006年調査よりもいっそう時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていることを示しています。文部科学大臣も長時間労働の実態について「看過できない深刻な状況にある」と表明しています。

また、全国一斉学力テストや各県独自の学力テストは、学校や市区町村、都道府県間の競争をうみだし、「過去問」などで年間を通じて子どもたちや教職員に心理的にも大きな負担となっています。

「文科省調査」の速報値においても、「小学校では担任児童数が多いほど、平日の学内勤務時間全体及び成績処理に係る業務時間が長い傾向にある」とされています。また、安倍首相は2015年2月23日の衆院予算委員会で「35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい、このように思っております」と国会で答弁されています。さらに文科省の政府委員は2016年11月2日の衆院文部科学委員会で「1時間当たりの指導時数に対しまして、その準備等の校務にかかるものがそれと同程度ということになる計算でございます」と答弁されています。これらのことから、教職員が子どもたちとしっかり向き合える時間を保障し、あわせて授業と授業準備のための時間を確保するためには、教職員の数を大幅に増やすことが不可欠であり、政府の国会答弁にも適ったものです。

よって以下の項目の実現のために尽力されるよう要請します。

### 記

1. 小学校から高等学校まで35人学級を実施してください。そのために、必要な教職員定数を改善してください。
2. 教職員の持ち授業時数に上限を設け、授業準備の時間の確保をしてください。
3. 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正し、「原則として時間外勤務を命じないものとする」とした原則を堅持したうえで、限定4項目の場合も含め、週当たりの実労働時間の上限を規定するとともに、実労働時間が法定労働時間を超えた場合には、労働基準法第37条に準じて計算した時間外勤務手当を支払う旨の規定を設けてください。
4. 学校現場の子どもと教職員の声を聞き取り、子どもたちが学ぶ教育環境や教育条件の改善、部活動にかかわる負担軽減をはじめ、教職員の時間外勤務をなくすための実効ある施策を実施してください。

以上